

随意契約に付する理由書

工事名：大阪府警察本部本庁舎空調用中央監視装置更新工事

本工事は大阪府警察本部本庁舎に設置されている空調用中央監視装置の良好かつ継続的な運用を目的とし、その設備の一部について更新するものです。

大阪府警察本部本庁舎では、約119,000㎡という大規模建物内に執務室やサーバー室、通信指令室などのさまざまな施設が収容されており、それらの部屋ごとに求められる空調機器の能力は異なるため、各室に合わせた空調機器を設置する必要があります。空調用中央監視装置は設計製造者独自のプログラムソフト、システムで構成され、独立した空調機器の運転状況を一括で管理し、必要に応じて調整することで効率的な庁舎運営を遂行できるようになっております。その中で、本工事は主要部である空調用中央監視装置の更新工事にあたるものとなります。

本工事では、現状の調査から更新順序の調整、更新時期の調整、既存制御装置への接続切り替え等、多岐に分かれる調整を本工事内に一括して行う必要がある上、既存制御装置への再接続後はシステム全体の調整を行う必要があるため、今回対象となっている中央監視装置はもちろん、既存制御装置についても現況の機器の設計、保守を行い、また、当該設備について十分な専門知識を有する事業者にて行うことが必要不可欠となります。

また、当該設備は当初製造から20年以上が経過しており、現時点でも逐次的なメンテナンス、修繕を行うことでシステムの維持を図っております。そのため、本工事対象箇所を更新作業中においても、システム内での不具合や故障等の不測の事態を想定しておく必要があります。警察業務の十全な運用のため、不測事態の発生時には速やかな復旧対応が必要不可欠となります。そのため、当該設備全体を熟知し、保守業務も行っている設計製造者でなければ適切な工事ができません。

以上の理由から当該設備の設計製造者である日本電技株式会社から見積書を徴したところ、適正な価格であると認められるので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により、比較見積を省略するものであります。